

信用取引の契約締結前交付書面及び別紙（対面営業（IFA 営業を含む））の一部改正について

2022年2月21日
下線部分変更

新	旧
<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p><u>信用取引の仕組みについて</u></p> <p>○ 制度信用取引</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。（当社では<u>東京証券取引所</u>上場銘柄を除き、新興市場上場銘柄は制度信用銘柄であっても信用取引は利用できません。） <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>金融商品取引契約に関する租税の概要</p> <p>）</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>当社の概要</p> <p style="text-align: right;"><u>令和4年4月4日</u>改訂</p>	<p style="text-align: center;">信用取引の契約締結前交付書面</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>信用取引の仕組みについて</u></p> <p>○ 制度信用取引</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（制度信用銘柄）に限られます。なお、制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄（貸借銘柄）に限られます。（当社では<u>東証マザーズ市場上場銘柄及びJASDAQ市場</u>上場銘柄を除き、新興市場上場銘柄は制度信用銘柄であっても信用取引は利用できません。） <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>金融商品取引契約に関する租税の概要</p> <p>）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>当社の概要</p> <p style="text-align: right;"><u>令和3年12月6日</u>改訂</p>

新	旧																																								
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙 1</div> <p style="text-align: center;">代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>代用有価証券の種類および掛目</p> <table border="0"> <tr><td>国債</td><td>95%以下</td></tr> <tr><td>政府保証債</td><td>90% //</td></tr> <tr><td>地方債・社債</td><td>85% //</td></tr> <tr><td>金融債</td><td>85% //</td></tr> <tr><td>上場新株予約権付社債</td><td>80% //※</td></tr> <tr><td>上場株券</td><td>80% //※</td></tr> <tr><td>公社債投信</td><td>85% //</td></tr> <tr><td>追加型株式投信</td><td>80% // <u>(削除)</u></td></tr> <tr><td>単位型株式投信</td><td>80% // (クローズド期間終了後のもの)</td></tr> <tr><td>上場投資信託・上場投資証券</td><td>80% // (ETF、不動産投信など)</td></tr> </table> <p>※東証グロース上場銘柄については掛目を <u>70%</u>以下とさせていただきます。また、他の新興市場上場銘柄は代用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	国債	95%以下	政府保証債	90% //	地方債・社債	85% //	金融債	85% //	上場新株予約権付社債	80% //※	上場株券	80% //※	公社債投信	85% //	追加型株式投信	80% // <u>(削除)</u>	単位型株式投信	80% // (クローズド期間終了後のもの)	上場投資信託・上場投資証券	80% // (ETF、不動産投信など)	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙 1</div> <p style="text-align: center;">代用有価証券の種類、代用価格等</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>代用有価証券の種類および掛目</p> <table border="0"> <tr><td>国債</td><td>95%以下</td></tr> <tr><td>政府保証債</td><td>90% //</td></tr> <tr><td>地方債・社債</td><td>85% //</td></tr> <tr><td>金融債</td><td>85% //</td></tr> <tr><td>上場新株予約権付社債</td><td>80% //※</td></tr> <tr><td>上場株券</td><td>80% //※</td></tr> <tr><td>公社債投信</td><td>85% //</td></tr> <tr><td>追加型株式投信</td><td>80% // <u>(クローズド期間終了後のもの)</u></td></tr> <tr><td>単位型株式投信</td><td>80% // (クローズド期間終了後のもの)</td></tr> <tr><td>上場投資信託・上場投資証券</td><td>80% // (ETF、不動産投信など)</td></tr> </table> <p>※東証 <u>マザーズ市場及びJASDAQスタンダード市場上場銘柄については掛目を80%以下、JASDAQグロース市場上場銘柄については掛目を50%以下</u>とさせていただきます。また、他の新興市場上場銘柄は代用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	国債	95%以下	政府保証債	90% //	地方債・社債	85% //	金融債	85% //	上場新株予約権付社債	80% //※	上場株券	80% //※	公社債投信	85% //	追加型株式投信	80% // <u>(クローズド期間終了後のもの)</u>	単位型株式投信	80% // (クローズド期間終了後のもの)	上場投資信託・上場投資証券	80% // (ETF、不動産投信など)
国債	95%以下																																								
政府保証債	90% //																																								
地方債・社債	85% //																																								
金融債	85% //																																								
上場新株予約権付社債	80% //※																																								
上場株券	80% //※																																								
公社債投信	85% //																																								
追加型株式投信	80% // <u>(削除)</u>																																								
単位型株式投信	80% // (クローズド期間終了後のもの)																																								
上場投資信託・上場投資証券	80% // (ETF、不動産投信など)																																								
国債	95%以下																																								
政府保証債	90% //																																								
地方債・社債	85% //																																								
金融債	85% //																																								
上場新株予約権付社債	80% //※																																								
上場株券	80% //※																																								
公社債投信	85% //																																								
追加型株式投信	80% // <u>(クローズド期間終了後のもの)</u>																																								
単位型株式投信	80% // (クローズド期間終了後のもの)																																								
上場投資信託・上場投資証券	80% // (ETF、不動産投信など)																																								

新	旧
<p style="text-align: right;">参考</p> <p style="text-align: center;">信用取引の基本的な流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">信用取引口座の設定 信用取引口座設定約諾書を差し入れるとともに、その写しの交付を受けます。</p> <p style="text-align: center;">委託保証金 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>※東証スタンダード上場銘柄については掛目を 80%以下、<u>東証</u>グロース上場銘柄については掛目を <u>70%</u>以下とさせていただきます。また、他の新興市場上場銘柄は「代用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> </div> <p>(現行どおり)</p> <p>注 1～注 3 (現行どおり)</p>	<p style="text-align: right;">参考</p> <p style="text-align: center;">信用取引の基本的な流れ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">信用取引口座の設定 信用取引口座設定約諾書を差し入れるとともに、その写しの交付を受けます。</p> <p style="text-align: center;">委託保証金 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>※東証<u>マザーズ市場及びJASDAQ</u>スタンダード<u>市場</u>上場銘柄については掛目を 80%以下、<u>JASDAQ</u>グロース<u>市場</u>上場銘柄については掛目を <u>50%</u>以下とさせていただきます。また、他の新興市場上場銘柄は「代用することはできません。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> </div> <p>(省略)</p> <p>注 1～注 3 (省略)</p>
<p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p>	<p style="text-align: center;">(省略)</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p>

新	旧										
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙 3</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">別紙 3</div>										
信用取引口座での留意点	信用取引口座での留意点										
1. 建玉限度額	1. 建玉限度額										
(1) お客様一人当たりの総建玉金額上限 原則として5億円を限度といたします。	(1) お客様一人当たりの総建玉金額上限額 原則として5億円を限度といたします。										
(2) 一銘柄建玉金額上限 <u>原則として買建玉・売建玉それぞれの建玉金額上限を次の通りといたします。</u>	(2) 一銘柄建玉上限額 <u>原則として買建玉・売建玉それぞれ貸借銘柄については2億円、融資銘柄は、1部上場銘柄については1億円、2部上場銘柄、マザーズ市場上場銘柄およびJASDAQスタンダード上場銘柄、上場ETFについては、3,000万円及びJASDAQグロース銘柄については1,000万円を建玉上限金額といたします。</u> <u>なお、増担保銘柄、貸株注意喚起銘柄及び貸株停止銘柄又は当社が別途指定する銘柄については、上限金額を1,000万円といたします。</u>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">建玉金額上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東証プライム、名証プレミア、 札証・福証本則市場上場銘柄</td> <td>貸借銘柄 2億円 融資銘柄 1億円</td> </tr> <tr> <td>東証スタンダード上場銘柄 名証メイン上場銘柄 上場ETF・ETN</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>東証グロース上場銘柄</td> <td>2,000万円</td> </tr> <tr> <td>上記銘柄のうち、増担保規制銘柄、貸株注意喚起銘柄及び貸株停止銘柄又は当社が別途指定する銘柄</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建玉金額上限	東証プライム、名証プレミア、 札証・福証本則市場上場銘柄	貸借銘柄 2億円 融資銘柄 1億円	東証スタンダード上場銘柄 名証メイン上場銘柄 上場ETF・ETN	3,000万円	東証グロース上場銘柄	2,000万円	上記銘柄のうち、増担保規制銘柄、貸株注意喚起銘柄及び貸株停止銘柄又は当社が別途指定する銘柄	1,000万円	
区分	建玉金額上限										
東証プライム、名証プレミア、 札証・福証本則市場上場銘柄	貸借銘柄 2億円 融資銘柄 1億円										
東証スタンダード上場銘柄 名証メイン上場銘柄 上場ETF・ETN	3,000万円										
東証グロース上場銘柄	2,000万円										
上記銘柄のうち、増担保規制銘柄、貸株注意喚起銘柄及び貸株停止銘柄又は当社が別途指定する銘柄	1,000万円										
<p>監理銘柄につきましては上記基準を建玉金額上限とし、整理銘柄の新規建玉はお受けできません。<u>また、整理銘柄は代用有価証券とすることはできません。</u></p>	<p><u>また、</u>監理銘柄につきましては上記基準を建玉上限金額とし、整理銘柄の新規建玉はお受けできません。</p>										
(3) (現行どおり)	(3) (1)、(2)に係わらず当社の判断により建玉を制限させていただく場合があります。										

新	旧
<p>2. 二階建て 代用有価証券と買建玉に同一銘柄が含まれる場合を「二階建て」といいます。当社では<u>代用有価証券の銘柄が、現金換算で担保総額の50%を占める場合は</u>、取引を制限させていただく場合があります。なお、増担保<u>規制</u>銘柄、貸株注意喚起銘柄及び貸株停止銘柄又は当社が別途指定する銘柄の<u>場合、当該銘柄と同じ銘柄の新規買建ては原則</u>できません。(現引きによる「二階建て」を除きます。)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和4年4月4日から施行する。</u></p>	<p>2. 二階建て <u>保証金</u>代用有価証券と買建玉に同一銘柄が含まれる場合を「二階建て」といいます。当社では「<u>二階建て</u>」となったときは、取引を制限させていただく場合があります。なお、増担保銘柄、貸株注意喚起銘柄及び貸株停止銘柄又は当社が別途指定する銘柄<u>については、原則として二階建てとすることは</u>できません。(現引きによる「二階建て」を除きます。)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>